

令和6年10月2日  
こ支障第221号

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

「強度行動障害児特別支援加算費について」等の一部改正について

障害児支援行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、下記の通知について、別紙1から別紙3のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしますので、御了知願います。

記

- 別紙1 強度行動障害児特別支援加算費について(平成16年1月6日障発第0106001号)
- 別紙2 障害児施設における心理指導担当職員配置加算、看護職員配置加算及びソーシャルワーカー配置加算について(平成22年1月28日障発0128第5号)
- 別紙3 障害児入所施設における小規模グループケア加算費について(平成24年8月20日障発0820第9号)

「強度行動障害児特別支援加算費について」（平成 16 年 1 月 6 日障発第 0106001 号） 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>障発第 0106001 号 平成 16 年 1 月 6 日</p> <p>一部改正 障発第 1218003 号 平成 19 年 12 月 19 日</p> <p>一部改正 障発 0820 第 4 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p>一部改正 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p><u>一部改正</u> 障発 0510 第 3 号 令和 3 年 5 月 10 日</p> <p><u>最終改正</u> <u>こ支障第 221 号</u> <u>令和 6 年 10 月 2 日</u></p>	<p>障発第 0106001 号 平成 16 年 1 月 6 日</p> <p>一部改正 障発第 1218003 号 平成 19 年 12 月 19 日</p> <p>一部改正 障発 0820 第 4 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p>一部改正 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p><u>最終改正</u> 障発 0510 第 3 号 令和 3 年 5 月 10 日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費について</p> <p>標記については、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成 15 年 4 月 1 日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費について</p> <p>標記については、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成 15 年 4 月 1 日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」</p>

(平成 15 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 30 号) により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

別紙

#### 強度行動障害児特別支援加算費実施要綱

1 (略)

2 対象者について

特別支援加算費の適用の対象となる者は、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）の措置児童等であって、別紙「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点の欄から 5 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ(1)又は(2)に掲げる点数以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。

(1) 特別支援加算費（Ⅰ） 20 点以上

(2) 特別支援加算費（Ⅱ） 30 点以上

3 対象施設について

特別支援加算費の適用の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

(1) (略)

(平成 15 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 30 号) により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

別紙

#### 強度行動障害児特別支援加算費実施要綱

1 (略)

2 対象者について

特別支援加算費の適用の対象となる者は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設」という。）及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）の措置児童等であって、別紙「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点の欄から 5 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 20 点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。

3 対象施設について

特別支援加算費の適用の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

(1) (略)

<p>(2) 以下の①又は②の職員数に加えて、当該加算費の対象児童の数が<u>8人以下の施設にあっては、2以上、当該加算費の対象児童の数が9人以上の施設にあっては、2に、当該加算費の対象児童の数が4人を超えて</u>その端数を増すごとに1名を加えて得た数<u>以上の職員を配置していること。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) <u>特別支援加算費（Ⅰ）の適用に当たっては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）を1人以上配置して、支援計画シート等を作成していること。</u></p> <p><u>特別支援加算費（Ⅱ）の適用に当たっては、強度行動障害支援者養成研修（中核的人材）研修修了者（以下「中核的人材研修修了者」という。）を1人以上配置して、支援計画シート等の作成に係る助言を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>心理担当職員</u>（嘱託でも可）を1名以上配置していること。</p> <p>(5) 特別支援加算費が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とし、<u>日常生活の支援において、自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等の行動上著しい困難を有する状態の際に一時的に落ち着くことができる空間を設けていること。</u></p> <p>4 事業の実施について 特別支援加算費の適用の対象となる措置児童等の<u>支援</u>等の実施に当たっては、あらかじめ<u>支援</u>方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。</p> <p>5 その他の留意事項について (1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>(2) 以下の①又は②の職員数に加えて、<u>常勤の児童指導員を2名（当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあっては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修<u>修了者</u>を1人以上配置して、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(4) <u>心理指導担当職員</u>（嘱託でも可）を1名以上配置していること。</p> <p>(5) 特別支援加算費が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とするが、<u>指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とする</u>ことも差し支えないこと。</p> <p><u>(6) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。</u></p> <p>4 事業の実施について 特別支援加算費の適用の対象となる措置児童等の<u>指導、訓練</u>等の実施に当たっては、あらかじめ<u>指導</u>方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。</p> <p>5 その他の留意事項について (1) (略)</p> <p><u>(2) 特別支援加算費の適用期間は、1人につき3年間を限度とする</u>が、<u>その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>
--	--

<p><u>(3) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行う必要があること。</u></p> <p><u>(4) 特別支援加算費（Ⅰ）については、実践研修修了者が、措置児童等についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で、支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき支援を行う必要があること。なお、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行う場合は、以下に掲げる取組を行う必要がある。</u></p> <p><u>① 当該従業者が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者（以下「基礎研修修了者」という。）又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。</u></p> <p><u>② 実践研修修了者が、原則として週に3日以上頻度で措置児童等の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</u></p> <p><u>(5) 特別支援加算費（Ⅱ）については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき、支援を行う必要があること。なお、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行う場合は、(3)の①及び②に掲げる取組並びに以下に掲げる取組を行う必要がある。</u></p> <p><u>・ 中核的人材研修修了者が、原則として週に1日以上頻度で措置児童等の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(4) 特別支援加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>6 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>

「障害児施設における心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算について」（平成 22 年 1 月 28 日障発 0128 第 5 号）

改正後	現行
<p>障 発 0128 第 5 号 平成 22 年 1 月 28 日</p> <p>一部改正 障 発 0820 第 7 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p>一部改正 障 発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p>一部改正 障 発 0423 第 2 号 平成 30 年 4 月 23 日</p> <p><u>一部改正</u> 障 発 0510 第 3 号 令和 3 年 5 月 10 日</p> <p><u>最終改正</u> <u>こ支障第 221 号</u> <u>令和 6 年 10 月 2 日</u></p>	<p>障 発 0128 第 5 号 平成 22 年 1 月 28 日</p> <p>一部改正 障 発 0820 第 7 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p>一部改正 障 発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p>一部改正 障 発 0423 第 2 号 平成 30 年 4 月 23 日</p> <p><u>最終改正</u> 障 発 0510 第 3 号 令和 3 年 5 月 10 日</p>
<p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p>	<p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害児施設における<u>心理担当職員配置加算費</u>、<u>要支援児童加算費</u>、看護職員配置加算<u>費</u>及びソーシャルワーカー配置加算<u>費</u>について</p>	<p>障害児施設における<u>心理指導担当職員配置加算</u>、看護職員配置加算及びソーシャルワーカー配置加算について</p>
<p>障害児施設に入所している児童に対しては、その個々の態様に応じて、児童相談所等関係機関と連携しながら、障害特性に応じて適切な援助が図られるよう配慮していただいているところであるが、近年、虐待や障害の重複等による家庭での養育支援が困難であることを理由により入所する子どもが増加しているところである。</p> <p>そこで、今般、障害児施設におけるこれら子どもの適切な援助体制を確保するため、別紙のとおり、「心理指導担当職員配置加算及び看護職員配</p>	<p>障害児施設に入所している児童に対しては、その個々の態様に応じて、児童相談所等関係機関と連携しながら、障害特性に応じて適切な援助が図られるよう配慮していただいているところであるが、近年、虐待や障害の重複等による家庭での養育支援が困難であることを理由により入所する子どもが増加しているところである。</p> <p>そこで、今般、障害児施設におけるこれら子どもの適切な援助体制を確保するため、別紙のとおり、「心理指導担当職員配置加算及び看護職員配</p>

置加算実施要綱」を定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

別紙

心理担当職員配置加算費、要支援児童加算費、看護職員配置加算費及びソーシャルワーカー配置加算費実施要綱

### 1. 心理担当職員配置加算費

#### (1) 目的

福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し入所支援を行う場合を除く。）（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）に心理担当職員を配置し、虐待等による心理外傷や障害特性に配慮した環境のもとで心理支援を必要とする児童に対し、心理支援を実施し、児童の安心感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することを目的とする。

#### (2) 対象施設等

心理担当職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設等については、以下の条件を満たした上で都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出るものとする。

また、1施設について、心理担当職員配置加算は1名分とすること。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）に定める児童指導員、保育士等の定数のほか、専ら心理担当職員を1名以上配置していること。
- ② 心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ③ 心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所長が認めた障害児が5名以上いること。
- ④ 心理担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定

置加算実施要綱」を定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

別紙

心理指導担当職員配置加算、看護職員配置加算及びソーシャルワーカー配置加算実施要綱

### 1. 心理指導担当職員配置加算

#### (1) 目的

福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）に心理指導担当職員を配置し、虐待等による心理外傷や障害特性に配慮した環境のもとで心理指導を必要とする児童に対し、心理指導を実施し、児童の安心感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することを目的とする。

#### (2) 対象施設等

心理指導担当職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設等については、以下の条件を満たした上で都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出るものとする。

また、1施設について、心理指導担当職員加算は1名分とすること。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）に定める児童指導員、保育士等の定数のほか、専ら心理指導担当職員を1名以上配置していること。
- ② 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ③ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5名以上いること。
- ④ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の

による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

なお、入所している児童等に対して、より高度で専門的な支援を提供するため、公認心理師の資格を有する者を配置することが望ましい。

### (3) 支援の実施その他留意事項について

- ① 心理担当職員は、当該児童の入所措置をとった児童相談所と密接に連携し、心理支援を行うよう努めること。なお、心理支援の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聞くことが望ましい。
- ② 心理担当職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、心理支援を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。
- ③ （略）

## 2. 要支援児童加算費

### (1) 目的

福祉型障害児入所施設等に心理担当職員を配置し、虐待等による心理外傷や障害特性に配慮した環境のもとで心理支援を必要とする児童に対して、心理支援を実施し、児童の安心感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することを目的とする。

### (2) 対象施設等

心理担当職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設等については、以下の条件を満たした上で都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出るものとする。

規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

なお、入所している児童等に対して、より高度で専門的な支援を提供するため、公認心理師の資格を有する者を配置することが望ましい。

### (3) 運営の基準

- ① 心理指導担当職員は、当該児童の入所措置をとった児童相談所と密接に連携し、心理指導を行うよう努めること。なお、心理指導の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聞くことが望ましい。
- ② 心理指導担当職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、心理指導を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。
- ③ （略）

(新設)

- ① 設備運営基準に定める児童指導員、保育士等の定数のほか、心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を1名以上配置していること。
- ② 専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ③ 心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) 支援の実施について

心理担当職員が心理支援のための計画を作成し、当該計画に基づいた心理支援を行うこと。

(4) 支援の実施その他留意事項について

- ① 心理指導担当職員は、当該児童の入所措置をとった児童相談所と密接に連携し、心理支援を行うよう努めること。なお、心理支援の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聞くことが望ましい。
- ② 心理担当職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、心理支援指導を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。

3. 看護職員配置加算費（I）

- (1) ・ (2) （略）
- (3) 支援の実施その他留意事項について
  - ① ・ ② （略）

2. 看護職員配置加算（I）

- (1) ・ (2) （略）
- (3) 運営の基準
  - ① ・ ② （略）

4. 看護職員配置加算費（Ⅱ）

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 支援の実施その他留意事項について
  - ① ・ ② (略)

5. ソーシャルワーカー配置加算費

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 支援の実施その他留意事項について  
(略)

6. 経費  
(略)

3. 看護職員配置加算（Ⅱ）

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 運営の基準
  - ① ・ ② (略)

4. ソーシャルワーカー配置加算

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 運営の基準  
(略)

5. 経費  
(略)

「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成24年8月20日障発0820第9号）

改正後	現行
<p>障発0820第9号 平成24年8月20日 一部改正 障発0414第1号 平成27年4月14日 <u>一部改正</u> 障発0510第3号 令和3年5月10日 <u>最終改正</u> <u>こ支障第221号</u> <u>令和6年10月2日</u></p>	<p>障発0820第9号 平成24年8月20日 一部改正 障発0414第1号 平成27年4月14日 <u>最終改正</u> 障発0510第3号 令和3年5月10日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害児入所施設における小規模グループケア加算費について</p>	<p>障害児入所施設における小規模グループケア加算費について</p>
<p>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。以下同じ。）において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを行うため、別紙のとおり障害児入所施設における小規模なグループによるケア実施要綱を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施について図られたい。</p>	<p>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。以下同じ。）において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを行うため、別紙のとおり障害児入所施設における小規模なグループによるケア実施要綱を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施について図られたい。</p>
<p>(別紙)</p>	<p>(別紙)</p>
<p>障害児入所施設における小規模グループケア実施要綱</p>	<p>障害児入所施設における小規模グループケア実施要綱</p>

## 1 目的

障害児入所施設において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かな支援を推進することを目的とする。

2・3 (略)

## 4 人数

(1) 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人とする。ただし、5の要件を満たし、この通知の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を10人とすることができるものとする。

(2) 小規模グループケアの人数は、①から③に掲げる小規模グループケア加算費に応じ、それぞれ小規模グループケアの各単位における実人数を用いて①、②又は③を適用すること。当該ケアの各単位における人数の設定に当たっては、指定福祉型障害児入所施設に備えられた居室ごとの定員及び障害児の障害の特性や状態等を踏まえること。

①小規模グループケア加算費（Ⅰ） （障害児の数が4人から6人まで）

②小規模グループケア加算費（Ⅱ） （障害児の数が7人又は8人）

③小規模グループケア加算費（Ⅱ）特例 （障害児の数が9人又は10人）

(3) (略)

5 (略)

## 6 職員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第49条又は第58条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童

## 1 目的

障害児入所施設において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、きめ細やかな支援を推進することを目的とする。

2・3 (略)

## 4 人数

(1) 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人とする。ただし、5の要件を満たし、この通知の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を10人とすることができるものとする。

(新設)

(2) (略)

5 (略)

## 6 職員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第49条又は第58条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童

指導員又は保育士を1名以上配置すること。

福祉型障害児入所施設において、サテライト型により小規模グループケアを行う場合、設備運営基準第49条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、児童指導員又は保育士を3名以上配置すること。そのうち1名は専任とすること。

なお、小規模グループケアを担当する職員については、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象としても差し支えない。

7 運営に当たっての留意事項

(1)・(2) (略)

(3) サテライト型により小規模グループケアを行う場合、6に定める専任の児童指導員又は保育士は、できる限り家庭的な環境の中でケアを行った場合に当該加算費を適用することも踏まえ、食事等の生活場面において可能な限り障害児と関わること。

8・9 (略)

指導員又は保育士を1名以上配置すること。

福祉型障害児入所施設において、サテライト型により小規模グループケアを行う場合、設備運営基準第49条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を2名以上配置すること。

なお、小規模グループケアを担当する職員については、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象としても差し支えない。

7 運営に当たっての留意事項

(1)・(2) (略)

(新設)

8・9 (略)